

# 住所地会員内規

(制 定 平成17年 1 月17日 役員会承認)

最終改正 平成26年 9 月24日

(目的)

1. この内規は、日本公認会計士協会東京会（以下「当会」という。）の会員（監査法人を除く。以下同じ。）及び準会員が、事務所所在地の地区会のほか、住所地の地区会にも入会して、諸活動に参加できることとして、会員及び準会員の活動の機会を増やすとともに、各地区会の活動の活性化を図ることを目的とする。

(住所地会員)

2. 規約第30条の4に規定する地区会と住所地が異なる会員及び準会員は、主たる事務所を管轄区域とする地区会のほかに住所地を管轄する地区会にも入会するものとし、当該住所地の地区会における会員及び準会員を住所地会員という。

(住所地会員の活動範囲)

3. 前項に規定する住所地会員は、地区会の活動のうち、研修会、講習会等会員及び準会員の資質向上を図るための活動並びに厚生行事等会員及び準会員相互の連絡協調を図るための活動に参加することができる。

(住所地会員の総会の表決権、選挙権及び被選挙権)

4. 第2項に規定する住所地会員は、地区会総会の表決権、地区会の役員選挙権及び被選挙権を有しない。ただし、地区会が認めた場合、地区会総会へ陪席することができる。

(住所地会員の退会)

5. 住所地会員は、以下の各号のいずれかに該当したときは退会するものとする。
  - 一 当会の会員でなくなったとき
  - 二 日本公認会計士協会会員名簿（以下「協会会員名簿」という。）の記載事項の変更により、その地区会の区域外への移動が確認されたとき

(登録住所地会員)

6. 住所地会員は、本人の希望により登録住所地会員となることができる。

(登録住所地会員の活動範囲)

7. 前項に規定する登録住所地会員は、第3項に規定する活動に加えて、調査研究活動その他地区会が参加を認めた活動に参加することができる。

(登録住所地会員の総会の表決権、選挙権及び被選挙権)

8. 第4項の規定により、登録住所地会員は、地区会総会の表決権、地区会の役員選挙権及び被選挙権を有しない。ただし、地区会が認めた場合、地区会総会へ陪席することができる。

(登録住所地会員としての届出)

9. 登録住所地会員となることを希望する住所地会員は登録住所地会員届出書(以下「届出書」という。)を東京会事務局へ提出する。
10. 届出書は随時受け付ける。
11. 東京会事務局は、届出書について、協会会員名簿によって希望者の住所を確認して、住所地の地区会へ届出書の写しを回付する。

(登録住所地会員でなくなる場合)

12. 登録住所地会員は、以下の各号のいずれかに該当したときは登録住所地会員でなくなる。
  - 一 東京会事務局へ登録住所地会員取下届書(以下「取下届」という。)の提出があったとき
  - 二 第5項の規定により、住所地会員でなくなったとき
13. 東京会事務局は、取下届の写しを当該地区会へ回付する。

(住所地会員名簿)

14. 東京会事務局は、地区会別に住所地会員名簿を作成して備え置く。

(登録住所地会員名簿)
15. 東京会事務局は、地区会別に登録住所地会員名簿を作成して備え置くとともに、登録住所地会員名簿の作成又は変更の都度、その写しを速やかに各地区会へ回付する。
16. 東京会事務局は、第11項の確認の後、登録住所地会員名簿に登録住所地会員を記載する。
17. 東京会事務局は、第12項第一号の受付又は同項第二号の確認後、当該登録住所地会員を登録住所地会員名簿から削除する。

(個人情報の保護)

18. 登録住所地会員は、住所地の地区会が登録住所地会員資格の確認や地区会活動の連絡のために、当該住所地会員の情報を必要な保護措置を講じたうえで収集、保有、利用することに同意するものとする。
19. 各地区会及び所属会員・準会員並びに東京会事務局は、登録住所地会員名簿によって知り得た個人情報を他に漏洩してはならない。

また、東京会事務局は、住所地会員名簿によって知り得た個人情報を他に漏洩してはならない。

(その他)

20. この内規に定めのない運営上の事項は、東京会会長が総務部幹事会の議を経て、決定する。

(改廃)

21. この内規は、東京会会長が役員会の議を経て、変更又は廃止することができる。

## 附 則

1. この内規は、平成17年1月18日から施行する。
2. 第40年度（平成17年度）の地区会交付金の算定における在住会員の数は、平成17年3月31日現在の在住会員数とする。

ただし、平成17年9月30日現在の在住会員数が著しく増加している場合には、総務部幹事会の議を経て、地区会交付金を増額するものとする。

第1次改正附則（平成20年3月28日）

この改正附則は、平成20年4月1日から適用する。

第2次改正附則（平成26年4月23日）

この改正附則は、平成26年7月1日から適用する。

第3次改正附則（平成26年9月24日）

1. この改正附則は、平成26年10月1日から適用する。
2. 改正前第2項の住所地会員については、改正後第16項に規定する登録住所地会員の名簿の記載をするものとする。

住所地が足立区の会員・準会員の皆様へ

## 登録住所地会員制度をご活用ください

足立会

登録住所地会員制度は、事務所所在地の地区会のほか、住所地の地区会に登録住所地会員として登録することで、住所地の地区会が行う研修活動と親睦活動等（ただし、足立会定期総会の議決権はございません）に参加することができる制度です。登録に際し、追加会費は発生いたしません。

登録住所地会員制度は「住所地会員内規」に基づいて運営しております。詳細については「東京会ウェブサイト会員専用サイト」「各種ご案内」「住所地会員制度について」をご覧ください。東京会地区会課（TEL03-3515-1187）までお問い合わせ下さい。

登録住所地会員の登録を希望する東京会会員及び準会員は下記の「登録住所地会員届出書」にご記入・ご捺印の上、郵送若しくはFAXにて以下の送付先にご送付下さい。

送付先：〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-4-9 ニッキン第2ビル 8F  
日本公認会計士協会東京会 地区会課宛  
FAX：03-3515-1192

様式 1

平成 年 月 日

日本公認会計士協会東京会  
会長 殿

### 登録住所地会員届出書

私は、住所地会員内規第6項に規定する登録住所地会員になることを希望しますので、同第9項の規定に基づき登録住所地会員届出書を提出します。

種 別 会 員 ・ 準 会 員

登録番号 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 地 \_\_\_\_\_

住所地地区会 \_\_\_\_\_ 会